Ⅶ．固定資産の減損関係

１．減損を認識した固定資産

⑴　当期に減損を認識した固定資産

資産名称	公務員宿舎Ｃ棟	公務員宿舎Ｄ棟	公務員宿舎Ｅ棟	看護婦宿舎Ｆ棟	宿舎電気室
種類	建物				
場所	千葉県柏市柏の葉６－５－１				
期末帳簿価額 （うち特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87）の額）	137,356,620円 (113,787,192円)	81,892,954円 (58,195,194円)	109,085,789円 (77,515,799円)	101,663,197円 (77,800,191円)	75,617円 (75,617円)
減損の認識に至った経緯等	外部賃貸宿舎にその機能を移転し、使用しなくなり解体撤去するため。				
減損額のうち損益計算書に計上した金額	23,569,428円	23,697,670円	31,569,990円	23,863,006円	0円
減損額のうち損益計算書に計上していない額	113,787,191円	58,195,193円	77,515,798円	77,800,190円	75,616円
回収可能サービス価額	―	―	―	―	―
算定方法の概要	解体撤去予定のため備忘価額としております。				

㈱　帳簿価額については、減損の認識を行う前の金額を記載しております。

⑵　前期以前に減損を認識した固定資産

資産名称	職員宿舎の土地
種類	土地
場所	千葉県柏市根戸468―２
期末帳簿価額 （うち特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87）の額）	265,000,000円 (0円)
減損の認識に至った経緯等	該当する宿舎は入居者がおらず、老朽化が著しいことにより使用しなくなりました。
回収可能サービス価額	不動産鑑定評価額により算定しております。

Ⅷ．不要財産に係る国庫納付関係

該当なし

Ⅸ．資産除去債務関係

１．資産除去債務の概要

当センターは、所有する建物の解体時におけるアスベストの除去費用並びに、所有する医療用器械備品等の処分時における放射性同位元素及び放射化物の除去費用につき資産除去債務を計上しております。

２．資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、取得時からの使用見込期間を有形固定資産の耐用年数を参考に６年～47年と見積っております。割引率は当該期間を勘案し、使用見込期間に見合う国債の利回りを採用しており、0.147％～2.283％となっております。

３．当事業年度における資産除去債務の総額の増減

期首残高	2,394,834,809円
時の経過による調整額	15,899,738円
当期認識した資産除去債務	0円
資産除去債務履行に伴う減少額	0円
期末残高	2,410,734,547円

Ⅹ．収益認識関係

当法人は、以下に記載する内容を除き、独立行政法人会計基準第86における収益に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

１．収益の分解情報

当法人の一定の事業等のまとまりごとの区分は、研究事業、臨床研究事業及び診療事業であり、各事業の主なサービス等の種類は受託研究に係るサービス成果、診療行為に係るサービスであります。上記に係る一定の事業等のまとまりごとの区分における収益は、10,179百万円、8,777百万円及び69,206百万円であります。

２．収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

３．当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

⑴　契約資産及び契約負債の残高等　（単位：円）

	当事業年度	
	期首	期末
医業未収金 顧客との契約から生じた債権	10,468,022,025	10,876,827,845
契約資産	1,501,302,175	926,070,549
未収金 顧客との契約から生じた債権	935,471,289	1,557,005,517
契約資産	363,257,900	502,339,642
前受金 契約負債	1,786,541,239	1,372,826,928

契約資産は、医業収益、研究収益において進捗度の測定に基づいて認識した収益に係る未請求の履行義務に係る対価に対する当法人の権利に関するものであります。契約資産は対価に対する当法人の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は主に、研究収益について、契約に基づき顧客からうけとった対価であり、収益の認識に伴い取り崩されます。

期首時点の契約負債残高のうち、当事業年度に認識した収益の額は、1,271百万円であります。

⑵　残存履行義務に配分した取引価格

当事業年度末における残存履行義務に配分された取引価格の総額は、7,758百万円であり、当法人は、当該残存履行義務について、履行義務の充足につれて2024年から2039年までの間で収益を認識することを見込んでいます。

なお、当法人では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、現在までに法人の履行が完了した部分に対する顧客にとっての価値に直接対応する対価の額を顧客から受け取る権利を有している履行義務は含めておりません。